

千葉県保険者協議会設置運営規程

(目的)

第1条 千葉県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、千葉県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び千葉県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康増進と医療費適正化について、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、千葉県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の推進についての千葉県への協力、千葉県保健医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保健事業等の共同実施
- (3) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (4) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (5) 千葉県保健医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (6) 千葉県医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (7) 千葉県医療費適正化計画の推進についての千葉県への協力

(構成)

第3条 協議会は、次の区分による委員をもって別表に定めるところにより構成する。

- (1) 全国健康保険協会千葉支部を代表する者
 - (2) 健康保険組合連合会支部等を代表する者
 - (3) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者
 - (4) 国民健康保険組合を代表する者
 - (5) 共済組合を代表する者
 - (6) 千葉県後期高齢者医療広域連合を代表する者
 - (7) 千葉県国民健康保険団体連合会を代表する者
 - (8) 千葉県健康福祉部を代表する者
- 2 協議会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会を代表する者並びに学識経験者等の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 1名

2 役員は委員の互選により選任する。ただし、必要があるときは、委員以外の者から選任することを妨げない。

3 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときは、又は欠席のときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(専門部会の運営)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項について検討を行うため、専門部会を設置する。

2 専門部会に属すべき委員は、第3条第1項第1号から第8号までに掲げる者をもって構成する。

3 専門部会に専門部会長、副部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により選任する。

4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

5 専門部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(議事)

第9条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、専門部会の議事に準用する。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する各医療保険者が
応分に負担する。

(事務局)

第11条 協議会の事務は、千葉県及び千葉県国民健康保険団体連合会が処理する。
2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この運営規程に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する
事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第10条に定める経費については、国から受ける助成額を控除して得た額とする。

[一部改正]

附 則

この規程の改正は、平成31年3月13日から施行する。

[一部改正]

附 則

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表 協議会委員の構成

区 分	委員定数
全国健康保険協会千葉支部を代表する者	4名
健康保険組合連合会支部等を代表する者	4名
国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者	4名
国民健康保険組合を代表する者	1名
共済組合を代表する者	4名
千葉県後期高齢者医療広域連合を代表する者	1名
千葉県国民健康保険団体連合会を代表する者	1名
千葉県健康福祉部を代表する者	2名
合 計	21名